

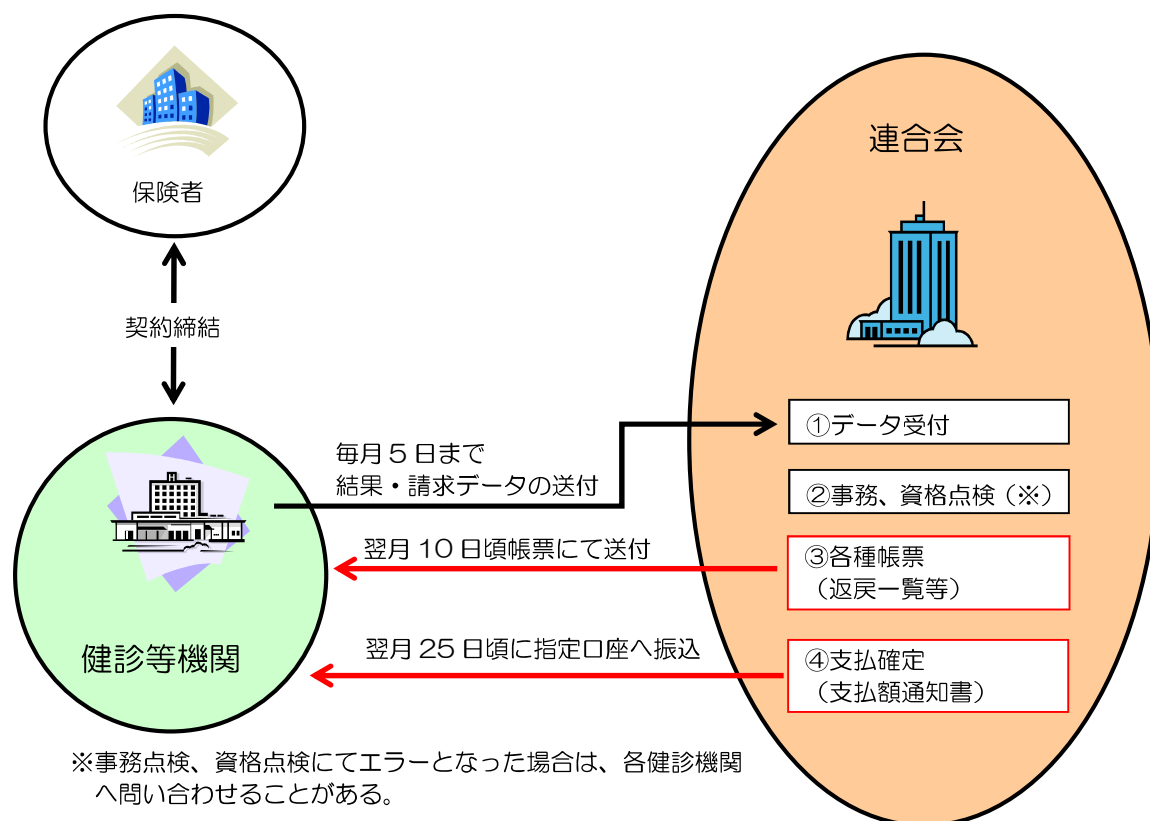
特定健康診査等に係る請求データの
授受及び費用決済方法等について
(第3版)



令和7年7月1日

富山県国民健康保険団体連合会

1 特定健康診査・特定保健指導の授受及び決済の概要



2 特定健康診査・特定保健指導データの提出

A) 電子媒体の場合

- (1) 提出用の電子媒体は、M0 又は CD-R のいずれかとなります。
- (2) 提出用のデータファイル（国が定める電子的な標準様式によるファイル[XML 形式]）は、支払基金より配布されている暗号化・復号化ソフトにて暗号化のうえ、電子媒体に保存してください。
なお、提出される電子媒体には、別紙1のとおり表記するようお願いします。
- (3) 毎月5日までに所在都道府県の国民健康保険団体連合会へ（2）の電子媒体に「特定健診・特定保健指導データにかかる電子媒体送付書」（別紙2）を添付のうえ、持参又は郵送（書留等）で提出願います。
- (4) 国保連合会で受付後、「特定健診・特定保健指導 データ受領書」（別紙3-①）により受領した件数をお知らせします。（請求締切日の属する月の20日頃）
- (5) 受付処理を行った際に、データの記録条件不備等により受付ができないデータがあった場合、「特定健診・特定保健指導 受付エラー連絡書」（別紙3-②）により、エラーの内容及びエラー状況をお知らせします。（請求締切日の属する月の20日頃）

B) オンラインの場合

- (1) オンライン請求システム（支払基金が配布するオンライン送受信ソフト）によりデータファイル（国が定める電子的な標準様式によるファイル[XML 形式]）を送信してください。
- (2) データファイルは、随時送信できますが、前月 6 日から当月 5 日までに受付けた分を決済単位として処理します。
- (3) 国保連合会に送信後、「特定健診・特定保健指導 データ受領書」（別紙 3-①）により受領した件数をご確認ください。（本会からのお知らせはございません）
- (4) 受付処理を行った際に、データの記録条件不備等により受付ができないエラーがあった場合、「特定健診・特定保健指導 受付エラー連絡書」（別紙 3-②）により、エラーの内容及びエラー状況をご確認ください。（本会からのお知らせはございません）
- (5) (3) 及び (4) の帳票については、PDF で表示又は CSV データがダウンロードできます。

3 返戻・過誤返戻の送付

A) 電子媒体の場合

- (1) 「（特定健康診査・特定保健指導）返戻一覧表」（別紙 3-③）、「過誤調整結果通知書」（別紙 3-⑥）を帳票にて送付いたします。（請求締切日の属する月の翌月 15 日頃）

B) オンラインの場合

- (1) オンライン請求システムにより「（特定健康診査・特定保健指導）返戻一覧表（PDF）」（別紙 3-③）、「過誤調整結果通知書（PDF）」（別紙 3-⑥）を送信しますので、画面操作からデータを取得してください。（請求締切日の属する月の翌月 10 日頃）

4 特定健康診査・特定保健指導の費用決済

A) 電子媒体による場合

- (1) 次の支払関係帳票を送付し、特定健診・特定保健指導の支払額をお知らせします。（請求締切日の属する月の翌月 15 日頃）

- ① 支払額通知書【診療報酬等振込通知書】（別紙 3-④）
- ② 支払額内訳書（別紙 3-⑤）…保険者毎の内訳をお知らせします。
（集団健診事業者にのみ）
- ③ 「（特定健康診査・特定保健指導）返戻一覧表」（別紙 3-③）及び「過誤調整結果通知書」（別紙 3-⑥）…返戻・過誤返戻データの内訳、返戻理由、金額等をお知らせします。（※前記 3 A）（1）参照）
- ④ 特定健診・特定保健指導の支払確定額は、請求締切日の属する月の翌月 25 日頃に登録口座に振込みます。

B) オンラインによる場合

- (1) 前記 A) の支払関係帳票をオンライン請求システムにより送信し、特定健診・特定保健指導の支払額等をお知らせします。（請求締切日の属する月の翌月 10 日頃）
- (2) 特定健診・特定保健指導の支払確定額は、請求締切日の属する月の翌月 25 日頃に登録口座に振込みます。

5 都道府県連合会の代行機関番号

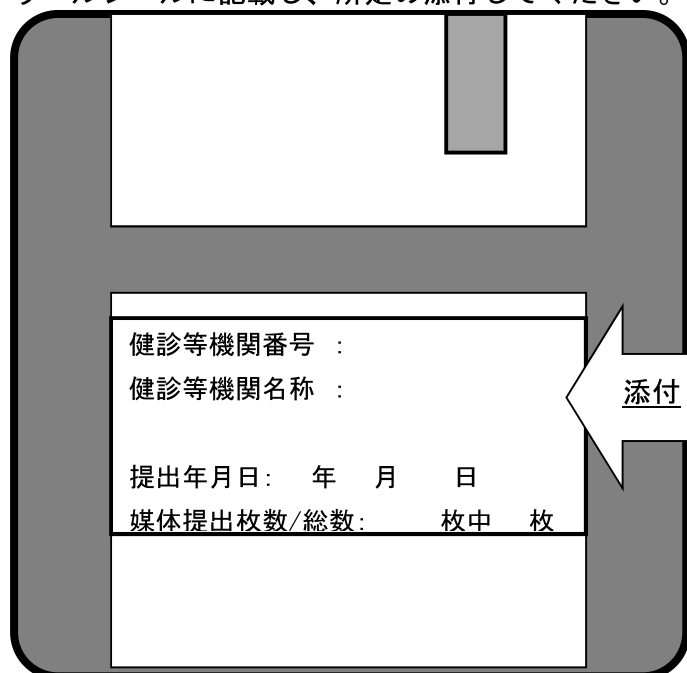
厚生労働省のホームページにて、開示されていますので、ご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/pdf/info03f-21.pdf>

（別紙 1）提出用電子媒体に添付するラベルの記載方法

① MOへの添付ラベル

ラベルシールに記載し、所定の添付してください。



健診等機関番号 :
健診等機関名称 :
提出年月日: 年 月 日
媒体提出枚数/総数: 枚中 枚

健診等機関番号 :

健診等機関名称 :

提出年月日: 年 月 日

媒体提出枚数/総数: 枚中 枚目

添付

② CD-Rへの記載

シールは使用せずに、直接、油性マジックなどで、レーベル面に直接記載してください。



(別紙 2) 媒体送付書について

特定健診・特定保健指導データにかかる電子媒体送付書

富山県国民健康保険団体連合会 行

特定健診・特定保健指導データの請求について、下記のとおり提出します。

提出年月日	令和 年 月 日提出									
健診等機関番号										
健診等機関名称										
電話番号 FAX 番号	() ()				担当者名					

実施種別	特定健康診査	特定保健指導
実施月分	令和 年 月実施分	
媒体種別	MO	CD-R
媒体枚数 (件数)	枚 (件)	

※ 実施種別及び媒体種類については、該当に○をしてください。
なお、複数ある場合はすべてに○をしてください。

(別紙3) 各種帳票について

① 特定健診・特定保健指導 データ受領書：送付単位に作成される

令和 年 月 分 特定健診・特定保健指導 データ受領書

令和 年 月 日
国民健康保険団体連合会

健診等機関: 御中

※ 特定健診検査 受付回: 回 請求用ファイル名:

種別	受診者・利用者数	請求金額
合計		
受付不備		

特定保健指導については、※印の表記が「特定保健指導」となる。

② 特定健診・特定保健指導 受付エラー連絡票：送付単位に作成される

令和 年 月 分 特定健診・特定保健指導 受付エラー連絡書

令和 年 月 日
国民健康保険団体連合会

健診等機関: 御中

※ 特定健診検査 受付回: 回 請求用ファイル名:

ファイル番号	保険者番号	受診者・利用者 整理番号	受診者・利用者氏名	請求金額	エラー状況

特定保健指導については、※印の表記が「特定保健指導」となる。

(「特定健康診査」と「特定保健指導」の区分は標題に印字されます)

④ 支払額通知書【診療報酬等振込通知書】：健診等機関毎に支払日、支払金額等を通知するもの

富山県国民健康保険団体連合会

⑤ 支払額内訳書：支払確定額の内訳を保険者毎にまとめたもの
【集団健診事業者のみに送付】

[illegible]

⑥ 過誤調整結果通知書：過誤調整された被保険者等の情報をとりまとめたもの

過誤調整結果通知書						
(年 月 取扱分)						
健診等機関番号	健 診 等 機 関 名 称					
頁 年 月 日作成						
保険者等番号 支弁番・利用弁番号	保 険 者 等 名 称 受診者・利用者氏名	被保険者証記号 被保険者証番号	実施 年 月	内 容	保険者負担金額 (円)	違 誤 理 由
			00 / 00		0	
合 計			明細数(件数) 1 (0)		保険者負担金額 0	【確認】 ①：基準②：基準+付加③：基準+追加 ④：基準+超過+追加⑤：入替アップ 【処理】 ①：確認修正②：勘繰付け支援③：勘繰付け支援報告

※ 明細数は表裏に出力される件数。(件数)は保険者負担金額が0円のものを除いた件数